

第3回鳥取市庁舎整備専門家委員会議事録

【日時】平成25年2月22日（金）14:00～16:25

【会場】鳥取市文化センター2階大会議室

【出席委員】遠藤委員、小野委員、河毛委員、河原委員、西村委員、松本委員

【欠席委員】裕見委員

【事務局】亀屋庁舎整備局長、中島庁舎整備局次長、竹内庁舎整備局長補佐、前田専門監、宮崎主任

1 開会

（中島局次長）

そうしましたら、ただいまから鳥取市庁舎整備専門家委員会第3回目を開催したいと思います。なお、本日、ご欠席としては裕見委員さんご欠席ということですし、遠藤委員長代理さんは、今、向かっておられますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

そうしましたら、開会に当たりまして、小野委員長さんからごあいさつの方をお願いします。

2 委員長あいさつ

（小野委員長）

皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日が第3回目ということでございまして、前回から引き続きの議論ということになりますけれども、いろいろと議論も具体的な内容も出てまいりまして、私も改めていろいろとさらによく勉強していかなきゃいけないなというふうに痛感しておりますが、皆さんも是非引き続きいろんな観点から自由にご意見を言っていただければというふうに思います。

今日、具体的に内容、前回の宿題みたいなものも出していただいて、それを検討いたしますし、それから少しこれから後、今後といたしましうか、この委員会全体として、もちろん段取りを決めるという話ではないんですが、少しこの後の展望といたしましうか、方向性みたいなところら辺まで今日は少しできれば議論したいなとも思っております。ともかく前回の宿題あたりの確認からすることにはなろうと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

（中島局次長）

それでは、議事に入りたいと思います。

条例第5条の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、これ以降は小野委員長さんをお願いしたいと思います。

3 報告事項

（1）これまで市や市議会に届けられた市民の意見について

（小野委員長）

それでは、私の方で議事進行を務めさせていただきたいというふうに思います。

ではまず、今日の次第の大きな3番の報告事項でございます。これまでに市や市議会に届

けられた市民の意見についてということで、事務局の方、ご説明お願いいたします。

(中島局次長)

そうしましたら、資料1の方をご覧いただきたいと思います。これは2月の20日時点の市民の皆さんからの意見の集計表でございます。寄せられた意見ということで、これは個人、団体を問わず一括してまとめておりまして、特に2月の9日から2月の20日にかけては32件届けられまして、全部で71件というふうになっております。

それと、市議会の市民説明会の状況についてということで、ここには市議会の市庁舎整備に関する調査特別委員会で配付された資料というふうに書いております。その後、市のホームページで2月の21日に公表されたものを皆さんの方にお配りしております。ちょっとはぐらさせていたしまして、簡単にご説明します。これが2月の9日以降に寄せられた意見の概要を前回と同じ分類でまとめております。住民投票の結果ということの分類、それと費用、それと場所、それと機能、その他ということで、これだけのご意見がありましたのでまとめております。

それと、次の資料ですけれども、これが2月の2、3で開催されました市民説明会の意見等をまとめられたものでございまして、先ほど申し上げましたように、昨日、市のホームページに公表されたものでございます。1枚目が全体の市民説明会の参加者数等のまとめがありまして、それから議会の責任についてという項目でのまとめがずっとありまして、2番目に検証についてということでの意見のまとめ、それと3番目に住民投票についてということでの意見のまとめ、4番目にその他ということで、これだけまとめてあるものでございます。簡単ですけれども、報告を終わります。

(小野委員長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからちょっとお気づきになったこととか、ご意見とか感想とかをお伺いしたいんですけど、その前に少し私の方で一、二お話をさせていただきたいと思うんですけども、まず、私たちのこの会議のミッションといいましょうか、与えられている使命といいましょうか、守備範囲といいましょうか、そのあたり第1回のときに整理をして、そういう形でニュースの方にも載せていただいていると思いますけれども、少し改めて、くどいかもしれませんが、確認をさせていただきたいというのは、住民投票の結果を市として、あるいは市長さんなり、あるいは市議会としてどうすべきだというような議論がまだ寄せていただいている中にあるかと思うんですけども、これは残念ながらいいましょうか、私たちのこの会議のテーマには直接かかわりませんので、そういう意見を持たれるということも当然あるだろうしということなんですけども、それはこの委員会あてではなくて、市の当局の方にそういう意見は寄せていただきたいということがございます。

もうちょっと踏み込んで申し上げると、これはちょっと委員会の総意というよりは私としての見解ということに少し入ってくるかもしれませんが、要は住民投票の結果が、そもそも住民投票が無効だったんじゃないとか、あるいは2号案のとおりにすべきかどうかとか、そういうことをこの会議では議論する場ではないということは第1回に整理させていただいたとおりでありまして、我々の仕事というのは、とにかくそういうこととは切り離し

てこれまで出てきたさまざまな情報なり数字なりの整理を比較をするというか、いろんな新築移転にしろ、耐震改修にしろ、いろいろあって、大きく住民投票では2つあったわけですが、その後の経緯も含めまして、複数あるわけですが、都合現在のところは4通りの整理という格好で進んでいるわけですが、進んでいるというかそういう整理をしているわけですが、そのあたりの客観的な比較をするということをやっているということでもあります。ですから、私どもの観点は、市民の皆さんから寄せられている意見の中に、そういう比較はもっと早くやっておくべきだったんじゃないかと複数あったと思うんですが、それはまさにそのとおりのところでもあるんですが、残念ながら、住民投票の前といいましょうか、早い段階でそういうことは必ずしも明確にはなされなかったということでありまして、その役割を今、我々が担っているという面もあろうかと思えます。

そのことに関連しますけれども、この委員会自体意味があるんですかというご意見なり、そういう何ていいますか、お考えというのでも寄せられている意見の中にあるようですが、それも私どもはそういうことを言っても困るといいますか、この委員会そのものがどうかと、あるいはもうこの委員会やらなくてもいいんじゃないかという意見もあるようですが、それはそういう意見はあり得るかもしれませんが、私どもにはなくて、それは市の当局の方にそういう意見も寄せていただきたいと。

あと、なおこれも前回、前々回もお願いしていますが、委員の個人の方にいろいろ寄せていただくということがまだあるようでございますので、これも是非委員会の議論にすべきものとして、委員長あてというか、委員会あてに、具体的なあて先は市役所になりますけども、委員会あてに出していただくということで是非お願いをしたいと思えます。逆に言いますと、個人あてに送っていただいたものはなかなか皆で共有するというふうにはなりませんので、我々の議論に前向きに役に立つということに残念ながらなりませんので、委員会あてに送っていただきたいということは重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

大体、基本的なところをちょっと確認をさせていただきましたけれども、それで、あと、具体的な話で、前回少し山本さんの主張についてということがありましたけども、これはご本人から資料を送っていただいておりますので、それを事前に各委員の皆さんには配付をしております。ですから、皆さんそれぞれお読みいただいているかというふうに思います。

それから、委員会に寄せられた意見は先ほど事務局の方から説明をしていただいたとおりでありますが、これは前回も話したとおりで、私の方で全部内容を確認しまして、要旨という格好で、この要旨をつくる作業自体は事務局の方でしていただいておりますが、要旨をここに取り入れると。個人、団体を問わず、要旨をここに書くという格好でやっています。ただ、私が拝見して、かなり詳細で具体的な論点整理みたいなものをしていただいているペーパーとか、いろんなものが寄せられておりますので、必要に応じて全文を皆さんに、私の判断で皆さんに直接見ていただいた方がいいと思われるものについては皆さんにお配りするというしております。

以上が私の方から追加でちょっとお話をさせていただきましたけれども、皆さんの方で、私の発言した内容についても結構ですが、基本的に今回整理をしていただいて、前回以降、整理をしていただいたこの市民からの意見の内容なりについてお感じになったこと、あるいはご発言になりたいこと、ございますでしょうか。どなたでも結構です。いかがでしょうか。

どうぞ。

(河原委員)

本当に熱心にいろんな意見を寄せていただいているんだらうなど、非常に関心の強い皆様が随分と勉強されて、本当にいろんな意見を言っているんだらうなどというふうに思います。

これは市なりやっぱり市議会の方をお願いなんですけども、去年の年末に市議会の方が見解、一応特別委員会の報告というのをなされていますけども、その最後のところに市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続けていく必要があるというふうに報告をされているんですが、議会の方としてなかなかまとまらなかったちゅう実情があるんかもしれないんですが、本当はここを一つの方向性ということを打ち出していただければ、多分こんなことにはななくて、むしろ委員長が言われましたけども、そこがちょっと宙ぶらりんになってるものですから、この委員会にあたかもその判断が任されてるようなふうを感じ取れて、非常に残念です。

私どもは多分、この委員会で委員を受けたときは、公平に今までの分を1回見直して、市民の一般的なレベルでも考えていただける、比較がいただけるようなものに少し加工修正っていいですかね、通訳といいますか、通訳するような感じでできるようなものができたらいいかなというふうにやっておるわけでありまして、非常に方向性をはっきりせんままこの委員会が動き出したということに、我々委員としても少し残念な思いというか、寂しい思いがしております。感想です。

(小野委員長)

ありがとうございました。そうですね、おっしゃるとおりのところもあろうかと思えますけれども、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

どうぞ。

(河毛委員)

同じようなことになると思いますけれども、私も河原委員と同じでして、誰がとか彼がっていう話は私はしたくはない、個人的には。やはりここに出た数字の中でどう考えていくのかということをお我々は負託されているのではない。特に私はそれで私なりの個人の意見を言おうと思ってますけれども、これを誰が言ったとか、何がとかっていう話になったら、ちょっと私としても意見を言いづらくなりますし、またそういうようなことが私の方にも来たりすると、非常にちょっと発言等も困ったりしますので、これはいろんな意見の中で、いろんな意見というのですか、いろんな案の中でどれが一番いいのかということをお私はこの委員会の皆さんとともに話ができたらいのかないかなというつもりで出てますので、そこでどういう組織がとか、ああいう組織がとかっていうことになると、逆に公平性がなくなるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

(小野委員長)

ありがとうございました。

ほかの委員、よろしいでしょうか。特にございませんか。

ということで、市民の皆さんから寄せられた意見について整理した内容についてご説明いただいて、今、感想を幾つか言っていただきましたけれども、分類の方法等についてはこれまでどおりということで、皆さんよろしいでしょうか。こういう方向で引き続き整理をしていくということでよろしいでしょうか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）はい。そうですね。これは事務局、済みません、確認ですけれども、今回もそうですが、委員会の少し前で締め切りというか、その段階で区切っていただいて、事前に私たち委員のところに直前になるかもしれませんが、配っていただくということでよろしいんですね。今回と同じように引き続きそうしていただくということでいいですね。私には事前に全体を見て、その整理が妥当かどうかの判断をする機会というか、そういうのも与えていただくということで引き続きよろしく願いいたします。

4 協議事項

(1) 既に調査検討されている4つの市庁舎整備案について

(小野委員長)

それでは、続きまして、協議事項の方に入りたいと思います。これが言うまでもなく本日のメインテーマでございますが、既に調査、検討されている4つの市庁舎整備案についてということでありまして、前回、たくさん私どもの方からこの審議の過程でいろいろこういう整理をというようなことで、宿題といたしましうか、指示といたしましうか、しておりまして、そこを中心にご説明をいただきたいと思ひます。

資料2になりますでしょうか。説明の方をよろしく願いいたします。

(竹内補佐)

それでは、説明させていただきます。資料2をご覧ください。前回の委員会で、4つの市庁舎整備案について市の方で作成した比較表をもとに議論していただいたんですけども、そこで出されましたご意見について、追加した比較の視点とか、説明資料について、その資料2の中で項目を上げさせてもらっています。内容につきましてはそれぞれの資料でご説明させていただきます。

まず、資料2の1というA3横長の6枚ぐらいあるでしょうか、そちらを見ていただければと思います。追加した比較の視点の部分、それから追記した部分については黄色い枠で囲った部分になりますので、その黄色い囲った部分について説明させていただきます。A3の表の1ページ目は変更はございません。

2ページ目をはぐっていただければと思います。まず市民サービスの考え方です。前回の会議で市としての市民サービスに対する考え方についてのご質問がございましたので、この表に比較の視点として追加いたしました。新築移転案につきましては、新庁舎建設に関する基本方針を抜粋したものを載せております。耐震改修案の方につきましては、現状維持を基本ということで議論されましたので、そのことを記載させていただきます。

それから次の段で、庁舎の利用状況について。これは資料の2の2というのをご覧ください。そちらの方にまとめさせていただきます。いろいろ資料をちょっとはぐっていただくんで申しわけないんですけども、A4の横長の資料です。資料2の2にまとめています。

市庁舎の利用状況とか庁舎ごとの窓口サービス、それから駐車台数の整理についてのご意見が前回ございました。この資料でまとめさせていただきました。まず、来庁者、それから駐車台数の数字を記載しております。来庁者の実数につきましては、さざんか会館を除いて、平成22年12月に鳥取市の庁舎整備に係る基礎調査というのを行ったんですけども、その調査の数字を上げております。福祉文化会館と文化センターについては、傍線になっているんですけども、ここは利用者を調査していませんで、平常時の来庁者も少ないものですから、省略させていただいています。さざんか会館につきましては、健診等で多い日に約100組来庁されますので、1組、親子2人ということで仮定して、一応200名ということで出させていただきます。

主な来庁目的は、市民の皆さんが主に利用する窓口を掲げさせていただいています。駐車可能台数は、それぞれの建物の駐車可能台数を挙げさせていただきまして、必要台数見込みという欄につきましては、先ほどの基礎調査の結果と、駅南庁舎の月別駐車場利用数をもとに見込んだ必要台数、これピーク時の台数ですけども、それを想定して、見込んで記載しております。さざんか会館につきましては、すべて車で来られたということ仮定して、100台ということにさせてもらっています。現在の満車状況を一番右の欄に載せていますけども、本庁の前の駐車場につきましては市役所が開いている日の約6割で、ピーク時ですけども、満車日がございます。市民会館の催し物とかあったり、周辺の施設の利用者、利用される方もございます。駅南庁舎では、現在行っています確定申告の時期とか、さざんか会館で健診があるときなどに満車の状態が多いということがございます。当然、図書館の利用者も利用されています。

真ん中より下の段に、庁舎整備後の想定を記載しています。来庁者の人数につきましては、現状の数と一応同数ということで仮定させていただきまして、駐車可能台数について4つの整備案ごとに想定いたしました。ただし、新築移転の方では、基本計画の案の中で、周辺施設事業者等の共同利用とか機能連携について今後検討ということはございますし、耐震改修案の中では、現在でも現状で満車日の状態がございますので、解消をする対策が必要であると考えながら、今この現状、想定の数を出させていただきます。中身の数字はちょっと省かせていただいて、はぐっていただきまして、各庁舎の案内図、それから各課の業務一覧表というのをつけておりますので、これは後ほどご覧いただければと思います。今の市役所の現状でございます。

それからもう一度資料2の1のA3の表に戻っていただきまして、2ページ目です。続いて、バリアフリーの考え方について記載させていただいています。まず左の欄に今の現状、これは新築移転案と耐震改修案でバリアフリーに対応する場合どうなるかというご質問を前回いただきましたので、左の欄に現状を書いています。それから新築移転の場合の、これ基本計画の中に記載している部分で、耐震改修についてもバリアフリーの整備に当たっての考え方を記載させていただいています。

それからもう一度3ページ目でございます。庁舎面積についてですけども、前回の委員会で用途別のスペースの面積、それからその金額への影響ということのご質問がございました。資料の2の3にまとめさせていただきました。A4の縦長の資料です。ご覧いただければと思います。これは今、あくまでも想定で書いているものでございます。新築移転案につきましては基本計画の案で示したものを記載しています。耐震改修案につきましては

は、庁舎の機能部分、面積については現在の面積を基本として、防災機能500平方メートル部分について費用を掲載しています。新築移転案の面積につきましては、総務省の起債対象事業費算定基準というのがございまして、現在は廃止されていますけれども、その基準と、国土交通省の基準、それから他都市の事例で面積等を算定しているものでございます。中身につきましてはそれぞれ人数掛ける平米ということで計算させていただいております。これは細かい表になりますので詳細は省かせていただきます。

次に、同じ資料2の3をはぐっていただきまして、これが新庁舎の建設の類似例。前回の委員会の中で事例をとということがございましたので、庁舎整備局の方で以前に調査したものを載せさせていただいております。公表資料とか図面などをもとに概算、概略の面積で出していますので現状と異なる場合がございますけれども、ご了解いただきたいと思っております。分類としまして、防災関係部分、それから市民機能の部分、駐車機能。駐車機能というのは駐車場とは別で、これ建物内の地下、あるいは1階部分の駐車スペースのことです。これらを分類しまして、残りを庁舎機能ということで面積を算出しています。一番下の段に、庁舎機能を想定した職員数で割った職員1人当たりの面積を出しております。鳥取市の新築移転案、それから耐震改修案についても同様の分類に従ってやった場合について右側の表で示させていただきます。

続きまして、1つ飛んで資料2の5というのを済みません、ご覧ください。A4横長の1枚物です。先ほど新築の事例を出しましたので、今度庁舎の耐震改修が行われた他都市の事例ということで、これ昨年の7月なんですけれども、これは市議会の特別委員会で視察を行ったところの庁舎です。静岡県裾野市、それから荒川区、江東区ということです。それぞれ耐震改修の工法を免震ということでやっておられます。金額等も載っていますけれども、免震工事だけではなくて、その他の設備工事もやっている関係で、それもひっくるめて工事費に入っていますので、どの分が免震改修の費用かっていうのはちょっとなかなかわかりにくくなっている表でございますけれども、こういう事例がありますということでご紹介をさせていただきます。

続きまして、もとの表の2の1、A3の横長の今度4ページに戻っていただきまして、工事費の概算算出根拠についてとその他経費についてです。前回の委員会で工事費の根拠についてのご質問ございましたので、算出根拠について記載をしております。建設費につきましては、新築移転案と住民投票の2号案という一番左の欄、それからいわゆる4つの案の3つ目の分につきましては単価を示しておりますけれども、住民投票前の検証案と、それから住民投票後の変更案というのは、国土交通省の基準に準拠して積み上げて積算されていますので、単価という表現はしておりません。

関連してですけれども、耐震改修案につきまして、資料2の4でちょっと詳しく、耐震改修案だけの表をつくっておりますので、ご覧いただければと思います。表に市庁舎整備案の経過というふうに横長である分です。この経過につきましては、今、示している4つの案がいつごろの時期に公表されたかということとか、そのときに市とか市議会がどういう委員会を設置していたかという時期との関連等の表ということで、時系列に並べていますので、後でもご確認いただければと思います。

はぐっていただきまして、次に耐震改修案のそれぞれの今の4つ、一応案を出していますけれども、比較表を並べています。上の段は、先ほどの資料2の1と変わっていません。下の

黄色い部分でそれぞれの案について記載したものがございます。左が一番最初に出された当初の案、山本さんが立案されたときの案で、左から2番目が住民投票の検証案、これが鳥取県の建築士事務所協会がした検証案、3番目に住民投票で皆さんにお示ししました2号案、4番目が日本設計が行った変更案という順番になっています。下の黄色い部分を見ていただければと思いますけども、当初案に対しまして、市議会の方が住民投票をつくる前に検証されました。検証したときの調査業務で、指摘のあった事項というのを載せさせていただいています。その左から2つ目のところに、指摘事項を踏まえて変更した内容、これが建築事務所協会が出したいいわゆる案の変更内容ということでございます。

3つ目、住民投票で皆さんにお示しした2号案で、その後、市議会の特別委員会が日本設計に依頼して検証した際に指摘のあった事項を載せさせていただいて、一番右にその指摘事項を踏まえた変更内容というのを載せさせていただいています。左2つと右2つとペアだというふうに思っていたら結構です。

この表はまた内容はそれぞれ割愛させてもらいますけども、もう一度資料2の1に戻りまして、4ページですけども、その他経費というところに戻っていただきまして、前回の委員会で埋蔵文化財調査と土壌汚染対策費、その他費用ですけども、新築移転の場合の考え方をということがございました。埋蔵文化財調査につきましては、旧市立病院跡地では不要でございまして、それから土壌汚染対策につきましては、これは土壌汚染対策法に基づく調査が必要でありますので、結果により対策をとるということでございます。今のところ金額は調査していませんので、わかっておりません。

下の段に行きまして、これ今度は項目ではなくて中身を追記したところでございます。庁舎の寿命、下から2つ目のところですけども、新築移転の100年につきまして、前回ご指摘ございましたので、考え方を記載しております。耐震改修案については公表されたものございませんので、記載はしておりません。地域経済効果、一番下の段につきましては、耐震改修案につきまして、地元発注についてとの記載をということございましたので、耐震改修案3つにつきまして、現本庁舎の免震改修以外については全面的に地元発注をするということ記載いたしました。5ページ目と6ページ目は前回の資料と変わってはいません。

あとは資料、今度は2の6です。縦長の鳥取市地域防災計画における災害対策本部の役割というものです。地域防災計画に定める庁舎、災害対策本部の役割について前回ご質問ございましたので、資料を作成しました。災害対策基本法に規定されています災害対策本部の事務を一番上に記載しております。それから、中ほどに鳥取市の地域防災計画の中の鳥取市災害対策本部についての記載された部分について掲げております。これは平成23年度に修正された地域防災計画の中から抜粋したものです。中ほどに庁舎の耐震安全性の確保、電力・水道等の設備能力の相当期間維持による信頼性の向上などに努めるというふうに記載をされております。

はぐっていただきまして、これは以前市議会の特別委員会でも出した新庁舎の建設の基本計画案の中の防災機能の部分についてでございますけども、これにつきましては新築でも耐震改修でも、防災機能については目指すところは一緒だということでございまして、特別委員会でも出した資料を今回つけさせていただいております。それぞれの項目を掲げておりますので後でご覧いただければと思います。

最後に資料の2の7、A3の横長の表で、鳥取市庁舎のあゆみというふう書いてある3

枚物です。本庁機能の分散化についてのご質問がございましたので、それぞれの庁舎のあゆみっていうのを以前資料で委員会に出したことがございましたので、その資料を一覧表にしたものをお出ししました。7つの庁舎の新築とか、あるいは取得の年月日等の経過について表しているものでございます。

はぐっていただきまして、次に左側の方、今の7つの庁舎の位置図、これは新庁舎建設の基本計画案に載っているものでございますけども、位置的なものを示した地図を載せさせてもらっています。右の表は、住民投票のときに投票広報に掲載しました新築移転案と耐震改修案についてのこういう図面を載せさせてもらっています。

最後は、市街地の航空写真をつけておりますので、ご参考にとっております。

長くなりましたけども、端折った部分も大変ありますけども、説明は以上です。ご質問やご意見をお願いしたいと思います。

(小野委員長)

ありがとうございます。

それでは、これから委員の皆さんからご質問とかご意見とかいただきながら議論していきたいと思いますが、たくさんございますので、どうしましょうか、ちょっととりあえず私の今の考えとしては、資料のA3の表、1ページ目ですか、資料2の1で、特に今回それぞれ新しく内容を追加して、特に追加、ほかの別資料のような格好で、今、重点的にご説明していただいた部分が、例えば最初の市民サービスの考え方、最初のというのはこの資料の2ページですね、資料2の1の2ページのところ、市民サービスの考え方、それからあと、バリアフリーの考え方、それから庁舎面積と、順番に項目としてはありますので、その順番にちょっと検討していてもいいかなと思うんですが、その前に、何かそういう個別の、横方向の順番以外に、全体を通してというか、何か最初にご質問なりご指摘なりありますでしょうか。大きくそれで、今後これを踏まえてっていう話はまた改めて後でしたいんですけども、個別に見ていく前に何かおっしゃりたいことがある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。そういう順番でちょっととりあえず今、ご説明していただきましたんで、順番に皆さんからご意見、ご質問等受けていくということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず資料2の1の今回の変更部分というか、新たに追加で私たちの要請を受けて整理をしていただくことがありました。まず最初に市民サービスの考え方ですね、この欄のところで、具体的には資料2の2というのがございました。具体的な現状と整備後の想定の話、これが主なものですね、この横長になります。資料2の2。このあたり、いかがでしょうか。皆さんの方でご質問、ご意見、市民サービスの考え方の部分についてまずお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと最初に私の方から、皆さんの方から出していただく前に、これは質問なんですけど、先ほどのご説明の中で、新築移転をした場合の整備後の想定の上の方は、現状はこれ実数を調べられたということで、具体的に平成22年のときに調査をした結果だと。さざんか会館以外については実際にはかった数字であるということですけども、整備後の想定の方は、これ現状の数字をそのまま踏まえて、同じ人数で新築移転の場合も耐震改修の場合もそれをもとに、何ていうんでしょうか、機械的についでいうか、そのままほかの想定は加えずにつくった数字だということですよ。

逆に言うと、これ、ですから新築移転の場合には、おそらくは統合する案ですから、統合した場合には窓口とかが整理されて、結果的に来る方の数が減る要素もあるかもしれませんが、逆に市民向けの市民の方を意識したようなスペースとかそういうものもあるとすれば、逆にそのことによって来庁者も増えたりというようなこともあろうかとも思うんですが、その辺のことは、そういうことについての具体的な想定は、今お持ちではないということによろしいのでしょうか。それは特段そういう推計というか、見通しというのはない。

(中島局次長)

現時点ではそういう想定はしておりません。

(小野委員長)

あと、それに関連するといえば関連するんですが、ちょっと違う話が、駐車場のところでご説明いただいたんですけれども、これ要するに、大まかに言ってこの市役所自体に用事がある人以外も現状の駐車場は使うことになっていて、そうすると、周辺でイベントとかがあったり、周辺の施設の利用状況によって満車になったりということは結構起きるということだと思っただけなんですけれども、これ、耐震改修の場合には現在の場所ですから、同じように事が結果的に起きるということはあると思っただけなんですけれども、新築移転の場合には、そこはどうかということが想定されるのでしょうか。市役所以外の人がどの程度使うということがあり得るのか、これももちろん具体的な数字はつくられてないんだらうと思っただけなんですけれども、見込みとしてはどういうことになるのかっていうあたりは何か情報なり、お考えというのはあるものなんでしょうか、これは。

(亀屋局長)

よろしいですか。現在の本庁舎につきまして、ちょっと資料の2の2で提示されておりますんで、開庁時の6割はこの市民会館の利用とか、それから周辺施設の利用者もいるということで、通常の市役所だけの利用者であれば88台ということで明記させていただいておりますけれども、こういったイベント等の開催によって開庁日の6割は満車状況が続いている状況であると。

それから、新たな新庁舎につきましては、この市民会館というようなイベントは想定はされておりません。ですから、通常の庁舎の利用者の台数という考え方で通常よろしいかと思っておりますけれども、現状でいいますと、隣に商業地がありますもので、そちらとの相互利用みたいな形も発生してくるかとは思っています。

(小野委員長)

ありがとうございました。そこは未知数といえば未知数なんですね。そういう意味でも、相互利用をどういうふうにするかとか、そういうこと次第という意味でもあり得るのでしょうか。ありがとうございます。

委員の皆さん、いかがでしょうか、この市民サービスの考え方の特にこの利用状況等ですけども、何かございますか。よろしいですか。

どうぞ。

(河毛委員)

市民サービスの中でちょっと考えられるというか、思いがあるんですけども、この(資料2-3の2ページ)鳥取市の新築と耐震で大きく数字が平米数で違う部分があると思うんですけども、市民機能という部分がこの市民サービスにも同じような部分と言えるのではないかなと思うんですけども、ちょっと済みません、相違点で見ると、このいろいろ現状ではできない部分がこの新築には入っているというふうに、展示、情報コーナー、多目的スペース云々というのがありますけれども、そういうのを合わせてもという形の中でこの部分が出ているというふうに判断させてもらってよろしいのでしょうか。それもプラスという形でしょうか。

(小野委員長)

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか、とりあえず。後でまた何かございましたら、改めて言っていただいでよろしいんですけども。

ちょっとごめんなさい、これまた私から1つ質問ですけども、この市民サービスの考え方の欄にはないんですけども、これ市民の皆さんから寄せていただいたどなたかのいうか、その中に原形があったんで、ちょっと今お尋ねしたいんですけども、(資料2-1)新築移転案の基本情報の方の最初の1ページ目にある基本情報の欄に、敷地内に平面駐車場と広場を設けるって、広場って書いてあるんですけども、この広場っていうのはどういうものでしょうか。これは市民向け、市民サービスというのとはこれ、違うものになるのでしょうか。基本的なところで、事前に私も勉強しておけばよかったかもしれませんが、新築移転の基本情報の概要のところにあります広場というのは、これはどういう趣旨の、この市民サービスというものとはちょっと違うものに、それともこの市民が気軽に交流しというスペースのあたりに含まれる話にこれ、なりますか。市民の方からの意見の中で、ちょっと違う趣旨の質問の中だったかもしれないけれども、広場の想定と駐車場との関係の何かご意見というか、ご質問だったかもしれないんですが、これ、済みません、それでちょっとこの広場っていうのはそもそも市民向けのスペースということなのか、それとも違うのか、ちょっとシンプルな質問です、これ、済みません、もしあれでしたら。

(前田専門監)

庁舎建設の基本計画案というものがございまして、実はその33ページに広場の検討というところが、資料としてはないかもわかりませんが、お持ちでしたら33ページに書いてございますけれども、敷地内に広場を設けということで、この広場というのは、今の国道53号線沿いの建物と53号線との間に少し設けるということで、ここを気軽に立ち寄り憩える場をつくりたいということでございます。ですから、駐車場とはまた反対側の、ちょうど狭く見えますけれども、国道53号線と建物予定地との間ということでございます。以上です。

(小野委員長)

とすると、そうしますと、これはここで言われている広場というのは、これをどうするかによって駐車場の広さというか、台数が変わるというものではないという理解でよろしいんですか。

(前田専門監)

実質、基本設計に入ったときに、どれぐらいの規模にするかということがございますので、そのときに駐車場の広さが多少影響を受けますけれども、駐車場200台というものは完全といたしますか、絶対確保しようということで進んできております。以上です。

(小野委員長)

ありがとうございます。
ほかに委員の方、いかがでしょうか。
河原委員、どうぞ。

(河原委員)

市民サービスの考え方というところで少し感想を申し上げたいと思います。まず、新築移転の方ですけども、おそらくこういうことなんでしょう、利用が庁舎を新たに作ることによってこういうふうになりますと。

それからあと、市民向けのスペースというものを確保しましたということで書いておられます。それから、情報提供の、情報発信の拠点をつくるって書いてあるんですが、非常に抽象的な表現でして、さっき河毛委員が、資料の2の3の2ページ目を使ってほかの庁舎との比較をしておられます市民機能というところで、700平米ぐらい確保しようということで新築計画が立てられているんですけども、700が大きいか小さいか、どう判断するかですけども、700平米ほど確保するのであれば、計画書（鳥取市新庁舎建設基本計画案）も先ほどちょっと見てみましたが、もう少し市民の方が具体的に交流スペースってどんな利用なのっていうあたりを書かれた方がいいかなと。これはもうあくまで抽象的な具体的なものがなかなか想定できんような書き方がしてあるんで、少しもうちょっと書けると思います。さっき計画書をちょっと見てみましたが、具体的な利用、そういう書き方にした方がいいのかなと思います。

それからもう一つは、現状維持って書いてます耐震改修案の方は、現状維持って何だということですか。これ多分わからないと思います。現状の庁舎では、市民サービスというのはどういう位置づけといたしますか、どういう概念で今セットされているのかということも本当はないと、ただ現状維持ということではなかなか一般の方が見てどう違うのかということがわからないと思うんで、そこは少し気合いを入れて表をつくっていただきたいなというふうにお願ひでございます。

(小野委員長)

ありがとうございます。今、河原委員のご指摘は、この一覧表（資料2-1）というか、我々がこの会議で表を整理している中で、書きぶりが、情報が足りないんじゃないかという趣旨ですね。最初の1点目のこの市民機能のざっくりと700平米って書いてあるあたりは、

これ基本計画には具体的に書かれているという理解でよろしいのでしょうか、これに相当するものは。（「資料の2の3の2ページ目の右側」と呼ぶ者あり）2の3の右側の鳥取市の新築移転ってなっているところ、700平米と。現在はこれ、市民談話室しかそれに相当するものはないということなんですね、これは。この意味すること。

（竹内補佐）

この表につきましては、基本計画（鳥取市新庁舎建設基本計画案）の34ページ、35ページに書いてあるのを抜粋してそのままあらわしたものでございます。資料の中の平成24年の1月から2月っていうインデックスのところ、青いものの、この表につきましては34、35ページで、市民交流スペース等の記載については10ページ、11ページに具体的に記載を計画の中ではしております。

（小野委員長）

そうしますと、これ今、我々委員は手元に資料がありますから、すぐあれかどうかですが、この基本計画の35ページのところにまずは触れられていて、面積が書かれていて、700はここにあって、それで具体的にその700の何か、どういうものが想定されているかというのは10ページのところに、10ページ、11ページあたりに、ほかの市のイメージに相当するようなほかの市の実際の写真なんかも含めてここに書かれているということですね。これ具体的にはいろんなものを積み上げて700という数字になっているという理解でよろしいんですか。700という、何かざっくりとした数字なんでしょうか、これは。

（亀屋局長）

この件につきましては他都市の事例を参考に、大体平米当たりどれぐらいにするのかという形で700という数字を上げております。

（小野委員長）

表の方をできればそうしていただきたいと。あとこの現状維持、耐震改修の方の表で、市民サービスの考え方で現状維持を基本として議論ってこうなっているんですが、この辺は何か書きぶりというのはあり得るんでしょうか。もう少しわかりやすく具体的な情報をという河原委員のご要望ではあるんですが、そのあたりは何か、どのような対応が可能でしょうか。

（亀屋局長）

ここの現状の欄ですね、こちらが空欄になってますんで、こちらが埋まれば現状維持がどういうものかということとわかるかと思しますので、ここを埋めさせていただくということで、はい。

（小野委員長）

よろしく願いいたします。

ほかにかがででしょうか、市民サービスの考え方、あるいはこの資料2の2ですね、とりあえず2の2中心ですけど、ほかに波及することもございますが、とりあえず2の2、市民

サービスの考え方、あるいは資料2の2について、皆さんの方でご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、とりあえず次に。

どうぞ。

(河原委員)

この資料2の2なんですね、これの下の方の整備後の想定というところで、実際利用される人数というのを2,000人余り、現状と変わりませんよという数字を挙げてあります。下の米印の方に少し考え方も書いてあるようですね。一遍に2つの業務がこなせるとか、庁舎を統合することによってあるんですが、同じ数を使う、同じ数の市民の方が使うのに、著しく大きなものができるっっちゃうのは何か変な、本当に計画がないんじゃないって書いた方がいいんだと思いますけども、少し、これでいいんですかね。同じ程度の利用だということ考えているっていうことで理解をしたらいいんでしょうか。今、2,000人余りの方が利用されていると。もし新築をしても同じ程度ですよという理解で本当にいいんでしょうか。

(小野委員長)

私も先ほど冒頭ちょっと触れて確認をさせていただいた点ですが、これは具体的な数字の見積もりはないまでも、新庁舎をつくって統合した段階で、出入りする人の数、来庁者の数がどうなるかという想定もない、あるいは難しい、できないということでしょうか。それともある程度、何ていうんでしょう、想定はあり得るのか、やりようはあるというのか、その辺はどうなんでしょう。全くこういうものは想定できないものなのかどうか。何となく素人考えではありますけども、ある程度何らかのこういう機能についてはどうだろうというような想定はあり得るような気がします、いかがでしょうか。難しいもんでしょうか。

(河原委員)

私が何でこういうことを言っているかといいますれば、今、現状のままでいいという考え方ももちろんある。それから新たに場所を変える、変えんという問題もあるんですけども、新しい、少し立派なものをつくる、これをどう判断するか。金額もあわせてですね。これが一番の眼目で、住民投票までされたわけですけども、そういったときはこれ、選択の問題になるんだと思うんですね、ある意味選択の問題。それぞれに良さがあるんですね。だけど、その選択を示すときに、余りにもちょっとこの辺のことがはつきりせんままにやってんじゃ、何らかありきと、耐震ありき、あるいは新築ありきという方で今までの資料がつくられているから、今回も何か、ちょっとこれ見てそういう感じがしたんですけども、選択をしてもらうためにやっぱり最大限考え方、情報というのをやっぱり出していく。本当にないんじゃないということをはつきりさせていただければありがたいなと、こう思います。

(小野委員長)

ありがとうございます。ちょっと重ねてまた、しつこいようで恐縮ですが、もう一つ、もう少し具体的に申しますと、ですから例えばこれ、市民用のスペースですよ、特にこれまでは事実上、その小さな市民談話室、あの小さな部屋しかなかったものを700平米に拡大

するというプランなわけですがけれども、その700平米についてはほかの他都市の事例で大体そのくらいと、それもそこまではよしとしてというか、なるほどというところですがけれども、じゃあ例えばその市民スペース、市民向けのスペースには大体どのくらいの人を使う想定なのか、あるいは既に他都市で事例があるとしたら、他都市ではどのくらいの人が利用しているのか、やはりそのくらいの面積は必要だとか、これまではいろんな時間の制約等々でそれがなかったとしても、本来何かどっかの段階で、本当にその計画を具体化する前にあっていいというか、なきやおかしいまではいかないかもしれませんが、何かその方が自然なような、当初のとりあえずの見積もりとして700平米ってあってもいいと思うんですけども、本当に他都市ではその700平米なら700平米でどのくらいの市民がそれを使っているのか。もし仮に余りつくっても使われてないんだらつくらなくてもいいだろうという話になるでしょうし、いや、むしろ手狭になっていると、新しくつくったけど、物すごく市民がそれを使って手狭になっているなら、ひょっとしたらもっと大きいものが必要なかもしれないとか、必要というかつくってもいいかもしれないとか、そういう議論はあると思うので、少し現状では、だからざっくりと想定したまではいいんですけども、そこにとどまっているようなちょっと気がするんです。何かあり得ないですかね。

(亀屋局長)

現在はちょっとまだ把握というか、その努力しておりませんので、先生のおっしゃるように、他都市、類似都市等がございますので、報告の中に上げております他都市の例がありますから、その利用状況等も参考にしながら推移を算出してみたいと思います。

(小野委員長)

できる範囲でよろしく願いいたします。

それでは、次の項目にとりあえず進んでよろしいでしょうか。それでは、次に、バリアフリーの考え方、この済みません、A3の資料2の1に戻りまして、2ページ目の今回新しく整理をしていただいたところ、バリアフリーの考え方という欄です。これについて先ほどもざっくりとご説明ございました。いかがでしょうか、この部分について皆さんの方でご質問、ご意見、いかがでしょうか。

(河毛委員)

よろしいでしょうか。

(小野委員長)

どうぞ。

(河毛委員)

これは新築は今の計画の中に入っていると。住民投票、いろいろ2号案、変更の中にも具体的にはまだこれ入っていないということでよろしいのでしょうか。金額もでしょうし、加算が必要と書いてありますね、対応には。

それと、どれぐらいの平米数がとられるのかということもちょっと気になるころではあ

るんですけども、そのこのところの計算はまだできてないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

(前田専門監)

お答えします。バリアフリーについてはこの前少しお話しさせていただきました。もともと交通バリアフリー法という法律と、それからハートビル法という法律があって、これが平成18年に1本になっちゃったんですね。そうして、法律がこうしてバリアフリー新法というのができたんですけども、その中には、例えば廊下幅の規定があったりとか、法律上は廊下幅が120センチ以上、それから誘導基準という、もっとそれより推奨する基準というのがございまして、これから高齢化が進んできたりすると、おそらく誘導基準にやっぱり持つていくべきだろうと思いますけれども、そうすると、廊下幅が1メートル80センチになったりとか、それからもちろんトイレが各階に身障者用のトイレをつけなければならないとか、いろんなことが出てくるわけです。そうすると、それを面積換算をして幾らぐらい増えるっていうことをやってはおりませんけれども、面積としてはやっぱり増えていくということだけしか今はちょっと申し上げることができないということですね。

(小野委員長)

河毛委員、よろしいですか。

(河毛委員)

済みません。であれば、このままだとちょっと今のこれからの機能に関しても耐震に関した場合に、どれぐらい本当にじゃあそれを想定してつけた場合、スペースがとられるという表現は非常にあれでしょうけども、スペースが要るんだとなると、実際に業務の部分ですよ、その部分がじゃあどれぐらいになるのかっていうのは、全く今のところは白紙というふうに考えてよろしいんでしょうか。あるいはそれは逆にこの委員会を進める中で、どなたかに調べてもらう必要があるんでしょうか。

(小野委員長)

お願いします。

(前田専門監)

1つの基準として、今はなくなったとはいえ、庁舎の場合、面積を出す場合の基準が総務省基準というのがございます。これに基づけば、その廊下幅は全体面積の何十%とか、執務上の面積の何割とかいうふうにある程度、原価は幾らとかいうのもパーセンテージで出てくるようになっているんです。今の考えでは、総務省基準でいっておけばクリアできるんじゃないかというふうに考えております。ですから、例えばこれから調査をするとしても、実際に基本設計段階で図面を軽くでも起こしてみないと、じゃあどれぐらいの平米数になるかっていうのは、きちっとしたものはなかなか出にくいというふうに考えます。以上です。

(小野委員長)

どうぞ。

(河毛委員)

その場合に、先ほど河原委員が言われたように、じゃあ何をもってこの庁舎を考えるのかっていうことも基本的には大きな部分が、最低限でいいのか、あるいはある程度言われたように高齢化を見越して計画するのがいいのかっていうことによってもまた変わってくるということにもなりますよね。はい、わかりました。

(小野委員長)

済みません、ちょっと一言だけ。ちょっと、そうしますと、これは素人ながらの想像と言えませんが、これ実際には多くの場合と言ったらいいんでしょうか、実際に庁舎を一般的に建てるような場合には、もう例えば誘導基準を絶対に目指しますみたいに最初に決めてやるというよりは、いろんなスペースの制約とかコストなんかもどうなるかとか、見合いながらというか、全体の中でできるだけ誘導水準なり誘導基準を満たしたいという方針のもとで、ただ実際のスペースの制約の中とかコストも考えながらやりくりをしてってというようなことが通常想定されるんですか、ですから余り事前にどのくらいのスペースが必要で幾らとかいうことはしにくいということになるんでしょうか、見積もりというか、想定みたいなものは。

(前田専門監)

面積の話ですと、やはり最初に誘導基準を、これからは非常に大事なことですから、その誘導基準は必ずやりましょうということを決めて、そのほかの面積を割り振るということがあっても、やはりこの問題はきちっと誘導基準まで持っていきましょうと、今後は、ということとは私も非常に大事なことであろうかというふうに思いますので、これはほかに回すってことはしたくないというふうに思います。

(小野委員長)

ありがとうございます。そうすると、じゃあ、ある程度方針を決めてやっていくということは可能であると。ただ、それを伺って、そうすると、またもう一つお伺いしたいのは、現在のこの欄で、この誘導基準への対応を目指すという表現になっているんですが、これは現段階がそうすると、誘導基準を満たすという方針がはっきり決まってるということまではいってないという、この言葉のニュアンスというか、現在のこの案をつくった中ではそういう、文字どおり目指すということでもいいわけですね。

(亀屋局長)

ご覧になっているように、新築移転に関しましては、バリアフリー用の誘導基準、これに基づいて基本計画を立てておりますので、基本的にはあの庁舎というのは誘導基準を対応できる建物にするということを基本にしておりますので、改修においてもそれは同じ考え方だと思います。

(小野委員長)

でも耐震改修の方はこれ、円滑化基準ですよ。これただ、目指すというものですからこれはもう、できればそうするという意味じゃなくて、もうそれを満たすようにやりますというふうに読んで、これ構わないということなんですよ、この目指すという意味はね。ありがとうございます。

遠藤委員、済みません。

(遠藤委員)

その同じところなんですけれども、耐震改修の方なんですけれども、やっぱり同じような言葉で努力義務であるから、努力義務であるということは、努力してほしいなっていうことだと思うんですが、けどやっぱりこれは新築と同じように方針として、お金の問題で比較してますけれども、お金の問題だけではないと思うので、耐震ということになればこうしたいなということもあると思うんですね。けど、確かにこの金額に入っていないということであれば、私、どの、このバリアフリーに関してだけではなくってその他の問題も同じだと思うんですが、設計をしない限りは細かい計算は出てこないし、それが大きく違うということもあると思うんですね。だから、細かく細かく計算するっていうのは非常にそのことにかかるお金とかエネルギーとかそういうものもかかりますし、今すぐにはできることはこの表の中で、金額のところやっぱりその欄を設けて、バリアフリーをするとさらに加算がありますとか、少なくともそういう欄を設けたらいかがかなというふうに思います。

(小野委員長)

ありがとうございます。実は私も似たようなことをちょっとありまして、後でその同じような、ちょっと関係することを思ってたこともあるんですが、まさに今、遠藤委員のおっしゃったことは私も賛成というか、必要ではないかと思うんですけれども、要するにそのコストの部分が変わる、幾らかかると具体的に出ないまでも、変わる要因というか要素がどこにどのくらいあるかっていうことはやっぱり必要な情報のような気がするんですが、このバリアフリーのところも含めて、何かそういう整理というのは可能でしょうか。

もう一つ、私がもともとと言いたかったことということも、ちょっとこの機会にあわせて言わせていただくと、これは要するに金額が出ていて、それぞれの案、各パーツが幾らで総額幾らであるんですけども、つまりこの金額に直接かかわる部分と言ったらいいんでしょうか、そのスペースの計算とかは当然それに直接かかわると思うんですけれども、逆に今のバリアフリーなどは当然これをどうするか、具体的にしてみないとお金が幾ら必要になるかはわからないという情報もあり、何かそのあたり、現在のコストを決めるのにかかわってる要素というか、ものと、それから現在は入っていないんだけど、バリアフリーのように、当然、実際につくるときには考えなければいけなくて、そのことによってコストが変わってくる部分があるという、両方の情報が欲しいような気がするんですが、そういう整理って可能でしょうか。

(亀屋局長)

今おっしゃってるのは、一応建設費に関しましては額が出ておりますけれども、その他の機

能等につきまして、これは変更することに当たっては金額が伴ってきますよということがわかるように区分の中に明記したらよろしいでしょうか。そのあたりで、はい、現段階では。ちょっと仕分けしてさせていただきます。

(小野委員長)

よろしくをお願いします。
どうぞ。

(西村委員)

結局、耐震だと今のまんまの耐震、現状維持っていうことなんですけど、2階をつぶすというふうに書いてあるんですよね、2階建てのところを。そうすると、現状維持よりも少なくなるんですよね、建物自体が。それに対しての何か方法なんかはあるんですかね、案は。

(亀屋局長)

今の2階部分を取り壊した分につきましては、新第2庁舎を第2庁舎分プラス2階の出っ張り部分を壊した分の合わせた面積のものを建てますので、その分については面積上はカバーできているという形になります。

(西村委員)

とすると、市民が入ってくる部分が第2庁舎の中になるということですかね。今は行政サービスコーナーは2階建ての部分に入っているのではないですか。

(亀屋局長)

はい。今の組織からいいますと、都市整備部ですね、都市整備部と市民総合相談課が出っ張りの部分に入っております。ですから、行政サービスコーナーは本庁の1階の部分になりますので、場所からいきますと現在の庁舎の中にあるわけですが、単純に2階部分だけの面積を新たに新第2庁舎に増やして、そこの組織が行っても賄える面積は確保するという考え方ですね。

(小野委員長)

ただ、今のこのバリアフリーについて言うと、この今日の表に書かれてるように、現段階のスペースにはそのバリアフリーへの対応の分は入ってないということですね。ただこれ、物理的には可能ということなんですか。さらに増やす余地はあるというか、それはできると。もちろんコストはその分増えるけれども、この円滑化基準、最低限の基準である円滑化基準へは、当然それは可能であるという理解でよろしいのでしょうか。

(亀屋局長)

現有の面積では考慮しておりませんので、ですからこれを考えてくると、新第2庁舎の面積を増やすとか、そういった形で建物の体積、面積を増やしていかないと対応ができないと思います。

(小野委員長)

その場合も当然そうかもしれませんが、具体的にどのくらいかっていうのは具体的に設計をしないと何とも言えないといえれば何とも言えないと、そういうことになるわけでしょうか。

委員の皆さん、いかがでしょうか、バリアフリーのところにつきまして。
松本委員、どうぞ。

(松本委員)

済みません、バリアフリー化の問題点について1つ。我々の障害は、車いす、オストメイトの方がトイレに行かれる場合に、十分な広さにしてないもんだから、やっぱりいつも苦情は会の中で出てきます。これに対して、廊下にしても車いす同士が通れんような廊下、あるいは物が積んであって通れないと、ちゅうことの苦情は以前もありましたけども、最近、手すりに点字が打ってないところが相当出てきているし、いろんな我々の会の組織の中には盲、聾、肢体と三障害が集まって会を、月に1回は必ず役員会してます。それをやっとする間に我々の使うところはさざんか会館を使っておりますけども、たまに県の建物なんかに行くと、トイレは狭いわ、エレベーターは1台しか乗れんわちゅうことで、先般、中四国大会をやったときでもそういった狭さ、バリアフリーでも何分建物がよくて座席はしっかりしているけども、車いすを載せるエレベーターがだめだなど、そういった他県からの声を聞いたことがあります。だから、市がやっておられる建物の中には、大半役所も今の庁舎も広くなってきております。ただ、やっぱり古い建物の方には狭くて車いすのトイレにしても後から改修してつくられたようですけども、これにもいろんな障害の車いすの方がだんだん最近多くなっておる中、もう少し広い場所にしてほしいちゅうことも出ております。

ただ、最近オストミーの方も何か多くなってきます。だからそういった方もやっぱり我々の会に入って会の組織と一緒にやりたいちゅうことは出ておりますけど、いろんな障害を持った人を一緒にやるということはなかなか難しゅうございまして、場所がほとんど僕らはさざんか会館から、さわやか会館からやっとするもんですから、おかげで広いんですけど、ほかに出てやろうと思ったらなかなか難しゅうございまして。だから、これから新しくやっただくにはきちんとしたそういったことを計画していただいて、最初から予算をつけていただいて、広くしていただくちゅうことをお願いしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(小野委員長)

どうもありがとうございました。
何かコメントは、どうぞ。

(亀屋局長)

今日お配りしております資料2の3、先ほど面積、他都市の面積比較を出してるものがございまして、横長で。

(小野委員長)

2の3の2ページ。

(亀屋局長)

2の3の2ページ目ですね。横長の分で、岩国、出雲、町田、つくば、青梅、甲府という形で面積比較をしている分がございます。鳥取市の欄に新築移転の場合と耐震改修の場合の1人当たりの面積というのがございます。現状が耐震改修の場合でも同じですんで、現状が1人当たり17平米、それから大体ほかのところも含めると、大体25から30、1人当たりの必要な面積という形で配分されております。こういった先ほど言いました、当然バリアフリーというものの対策をしようと思えば、この狭い中でまた新たに廊下を広げたりということになってくると、ますます狭隘感が出てくるということがありますので、先ほど言いましたように、対策を考えていく上では新たに増築をしたい部分、その面積を広げて、それで本庁の分を移動させて、新たに居住スペースを広くとった上でバリア対策というようなことを考えていかなきゃ、この方法はとれないと思いますね。

(小野委員長)

ちょっとそれに関連してお尋ねしたいんですが、まず済みません、松本委員にちょっとお尋ねしたいんですけども、この今日の資料にあるバリアフリー法に定める円滑化基準、最低限の基準というものと、それから好ましい基準ということで出ております、その円滑化誘導基準とあるんですけども、これは松本委員のご経験というかお立場から見て、そもそもその先ほどおっしゃっていた、例えば車いすでトイレに行くんで困るとか、結構不自由したり現実にあるという話は、このそれぞれの基準を満たした建物というのは、どういうふうに、例えば最低限の基準であるこの円滑化基準がもし厳密になされていけば、実際にはそれほど困らないということなのか、やはり好ましい基準の誘導化基準であって初めて本当に使いやすいって言えるのかとか、その辺の評価といたしまししょうか、どういうものでしょうかこれは。

(松本委員)

最近つくってあるのは、大体基準を満たしたものがつくってあるんですけども、ただ既にそれを改造してつけた場合にはやっぱり狭いところはできております。だから、僕らはいろんな鳥取市内のホテル関係を回っていても、やっぱりふだん使わんからトイレの中に物が積んであったり、僕も公民館関係ちょこちょこ回るんですけども、各地域によっては車いすで乗っていないところもあるようですから、そういったトイレがつくってあってもトイレトペーパーが積んであったり車いすが中に入るとったりするような公民館もございます。だから、頼むから誰が来てもトイレが使えるようにしてくださいということは、お願いして帰るわけですけども、ただ、ほこりまみれになって置いてあるようなことが多々あります。だから、公民館の側によろしゅうお願いしますちゅうことは言って帰るんです。そういったことで、小さいところを大きくするちゅうことはなかなか難しいようです。これからさらにつくるのは大きくできるけどちゅうことです。

(小野委員長)

ありがとうございました。それで次にちょっと事務局の方にお尋ねしたいんですけども、これは耐震改修の場合に、耐震、もし仮に耐震改修した場合にということなんですが、これは本庁舎の第2庁舎はスペースをやりくりして基準を満たすようにできるということはよしとして、ほかの庁舎、ほかに分散してる部分というのは、これは現状はこの円滑化基準を満たしてないんですか。これはいつまでに満たさなきゃいけないってそういうことになるんですか。基本的なことも知らないでちょっと恐縮なんですけれども。

はい。

(前田専門監)

法律でございますけれども、法律はその床面積が2,000平方メートル以上の新築であるとか、増築をした場合にこの法律が適用になるということですので、その場合にはこの法律基準を守らなければならないと。ただ、2,000平方メートルを増築した既存部分については、先ほど少し遠藤先生からございましたけれども、これは努力義務だけなんです。これは必ず増築、古い部分も直ささいということとはございません。そういう意味ですと、現在、建物としていじらないそのほかの庁舎については、満たさない場合が多いんですけども、それを直すとか直さないとかいうことは出てこないということでございます。

(小野委員長)

ということは確認ですけども、今回耐震改修でもし仮にやるとなった場合には、本庁舎と第2庁舎については努力義務の部分も含めてするので融通して確保すると、ただそのほかのところについては、そのままに、庁舎の改築という部分ではそのままだと、これは別途の政策でそれをするかどうか別の話ということであるということですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。委員の皆さん。バリアフリーのところ、よろしいでしょうか。

それでは、とりあえず次のところに進みたいと思いますが、資料2の1の3ページ目ですね。庁舎面積のところ、資料2の3、既にもう何回も出てきてますが、資料2の3のところ具体的に考え方や、他都市の事例っていうのも出ています。改めてこの庁舎面積の部分ですね、いかがでしょうか。ご意見、ご質問。

(河毛委員)

済みません。またダブることなのかもしれませんが、ここに福祉文化会館とか文化センター、この場所だと思います。それからさざんか会館、これに対しての耐用年数っていうのは、どういうふうな形になってるんでしょうか。前回も聞いたかもわかりませんが、改めてかもしれませんが、ここにおいて耐震はしっかりできてるのか、そこのところもちょうとあわせてお聞きしたいと思っておりますけれども。

(小野委員長)

お願いします。

(前田専門監)

耐用年数の、この前少し、少しというかお話しさせていただきました。寿命というものがまずございまして、寿命は建物の寿命は、完成したときからもちろんその壊すまで、これが寿命ですね。それで耐用年数というのはよく言われるのが、その物理的な耐用年数、それから社会的な耐用年数、経済的な耐用年数、この3つが要素としてあると、その物理的な耐用年数と申し上げますのが、その中でもいろいろ各部材によって耐用年数が違うと、例えば塗装であれば5年とか、設備であれば20年とか30年とか、防水は10年、15年とかいうことの中で、一番耐用年数が長いものが構造躯体と、コンクリートとかいう部分でございましてね。それに対して、LCC、ライフサイクルコストであるとか、建築学会の方でその標準的に決めたものが65年というものなんです。ですから、それに対して耐用年数がどうなんだったというお話になると、その65年というものがあるとしても……。

(河毛委員)

済みません、よろしいでしょうか。済みません、私がお聞きしたいのは、耐震工事した場合にこの後の施設を使うわけですよ、同じように、そのときに先ほどもあったけど、ここは耐震工事は必要ないでしょうかって聞いているだけなんです。それは満たしてありますかということと、先ほどのバリアフリーの話もありましたけれども、そういうようなことあわせてちょっとお聞きしたかったもんですから、そこだけでよろしいです。済みません。

(小野委員長)

どうぞ、お願いします。

(亀屋局長)

各分庁舎ございますけれども、駅南庁舎につきましては旧ダイエーの鳥取駅南店ということで、新耐震基準を満たしておりますので、改修の必要はもうないと。それから下水道庁舎につきましては、平成20年度に耐震改修済みということで改修工事を行っております。それから、さざんか会館も平成2年の建設ということで、これも新耐震基準を満たしている。文化センターにつきましては57年4月に建設したんですが、事務室部分についてはもう強度はあるということなんです、文化ホールのホールの部分ですね、こちらについては検査が必要という形になっております。それから福祉文化会館、これが昭和48年に建設されたものでございまして、これは平成10年の耐震基準においては耐震改修が必要だということで、こちらは診断が出ておりますので、これをどう対応していくかということで現在検討しているところでございます。

(小野委員長)

よろしいですか。

(中島局次長)

済みません。今、局長の方が説明した資料は、皆さんにお配りの資料の平成23年の10月ですね、その中の新庁舎建設基本計画素案の中の1ページですかね、そこに各庁舎の耐震性とか、書いてございますのでまた参考にいただきたいと思います。

(河毛委員)

もう一度、何ページだったですか。

(小野委員長)

1ページですね、この素案ってある、ですから表紙の次に目次があってその次のページ。その次ぐらいです。

(河毛委員)

わかりました。

(小野委員長)

どうぞ。

(遠藤委員)

そうしますと、今、気づいたんですが、私前回のときに耐震の基準をそれぞれ示してほしいというふうに言ったんですが、そのときに、そうするとちょっと複雑なことになって、新築移転であればこれとこれとこれと、あるいは耐震補強であればいろいろこう分散しているので、それぞれに耐用年数というのが出てくるということなんですよ。というふうにかかないと比較、正確には全体の比較ができないということになるんじゃないでしょうか。

(小野委員長)

そりゃそうですよね。この市庁舎全体の、市庁舎というか市役所全体の機能維持するため建物全体の比較ということになると、非常に複雑なことになると、そういうことですよ。

遠藤委員。とりあえずよろしいですか。難しいねってということですけども。

(遠藤委員)

いや、そうすべきというか、耐震のときには、その耐震したときの建物っていうのはそうだけれども、その他の建物っていうのは残りますよね。そのことも入れておかないと正確には全体像として判断できないんじゃないかな、入れた方がいいと私は思うということです。

(小野委員長)

というよりもあれですよ、遠藤委員は定性的に挙げとくだけじゃなくて、具体的にある程度幾らぐらいかってことがないと比較ができないんじゃないかと、この部分についてはっていうこと。

(遠藤委員)

幾らっていうのは金額ではなくって、年数。

(小野委員長)

年数ね。金額っていうより年数ですね。そこはでも年数っていう意味でも、先ほどのご説明何回も伺ってるんですが、要するに何をもちって寿命がいつかっていう判断は一概には言えませんというご説明をいただいているんですけども、そうは言いつつ、でも全く比較はできないっていう話になると困るといえば困るんですけども。

はい。

(河原委員)

遠藤委員が言われたんですけど、建設費概算のところ、今後必要な耐震工事っていうので、福祉文化会館でしたっけ、それぐらいは少し上げておくと、ただ金額はすぐわからないけども、少し別途の要素があるよということを整理、だから耐震改修は出てくるということを書き添えておくということですね。

(小野委員長)

あとはまあ当然、耐震改修は絶対に必要な部分と、あとはそれから先ほど検査が必要っていうのは、文化センターですか、検査をしてみないとわからないということなんですね、これは。改修が必要かどうかは。ということですね。

あとは当然、寿命の問題は微妙とはいえ、いずれ何らかの形で大規模な改修なり建てかえが必要になるっていうことも挙げといていただいた方がいいですね、その定性的には必ず起きることという意味で項目としては明記をしていただいた方がいいかもしれませんね。

済みません、この庁舎面積のところ、私の方からちょっと別のご質問というか、できればということで、ちょっとお願いをしてみたいっていうか、可能なかどうかを伺いたいんですが、この用途別の面積、この資料2の3の2ページ目で、ほかの市の事例、これ大変わかりやすいといえればわかりやすいんですけども、一方でまずこれはちょっと、何でも疑うようで恐縮なんですけども、なぜ、この6つの市なのかというのが、この表から読み取れないんですけども、意図的にこれ選んでいるというふうに思ってるわけでは全然ないんですが、おそらく実際に調査を、たまたまと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、資料が手元に入手したものでこういうものだということで、規模もそんなに別に極端に違う市があるわけではなくて、大いに参考になると思うんですけども、これ無理でなければ可能な範囲であれば、可能ならばっていうことなんですけども、もう少し、何ですかね、いろいろなもう少したくさんさんのところでどうなのかというようなことを知りたいなというのと、あと同時にこれ最近建設されたところが並んでるんですけども、それ以外に、例えばこれらの庁舎のところも、建てかえる前にはどうだったのかとか、あるいは耐震改修をして、そういう選択をした自治体もあると思うんですけども、その耐震改修をしたところっていうのは一体どういう状態で今後推移していくっていうか、当然それではしばらく使うっていうことになると思うんですけども、耐震改修をした市っていうのはどのようなその面積の用途別面積の状態なのかなんてことが、情報があるともう少し、より何ていうんでしょう、具体的で突っ込んだ比較ができるような気がするんですけども、そのあたりのデータ集めていただく可能性っていうか、はいかがでしょうか。

(中島局次長)

済みません。ちょっと努力をしてみまして、どういった市に焦点当てるかということもちょっと考えながらやってみたいと思います。

(小野委員長)

ある程度可能、お願いしてよろしいというふうに理解してよろしいですか。

(中島局次長)

ちょっと努力してみます。

(小野委員長)

例えば、例えばですから、特例市とか、全国の特例市を漏れなく全部調べてくれとは言いませんけれども、何かその鳥取市と同じような規模で、具体的には建てかえたところと、それから耐震改修でやるという対応したところと、それからそういうこととは別にともともとどうだったのかなんていう情報とか、そのあたりあると、いろいろ情報としては比較に役立つような気がしますのでお願いします。

委員の皆さん、ほかにいかがでしょうか。

では次の項目に行ってよろしいでしょうか。また全体のところでまたお伺いしたいと思えますので。

そうしますと、ご説明の順番でいきますと次に4ページのところに行きまして、建設費の概算の算出根拠ということで、資料の2の4というのがあったわけですがけれども、このあたり、いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

(河原委員)

この比較表を素直に見たときに、すごく違和感を覚えたのが2点です。

1つは、本庁舎の改修というところの2号案とそれから変更案というところですね。2号案と変更案で、ここについて違和感を感じたのは、改修費の方が違うっていうのは多分内装費なんかを見てるのか見てないかちゅうあたりがかなり、一、二億円違ってきてるのかなって何となくわかるんですね。ところが第2庁舎を新たに建てますね。両方免震構造で、この単価が著しく倍半分というのはすごく違和感があります。どこかが、どういう計算をするとこんな違いが出てくるのかと、倍半分なんですね。ここはやっぱりきちっと説明を聞いとかないと、数字をもし我々がどう判断するかっていうときには絶対にこれは避けて通れない部分かなと、8億7,600万円と15億円ですね。ここで7億円から違います。それが1点。

それと、もう一つ、そんなに変わっていいはずのない設計・監理費ですよ。片一方ははっきり4%、建設費の4%って書いてるんだけど、片一方は国交省の基準で準拠して2億2,000万円と、これも3倍から違うんですね。ここはどっかにそろえて土俵一緒にしないと比較しようがないし、どっちがどうなんだちゅうのも、少し聞かないと、こんだけ明らかに何か違和感ありますよね。そんなに違ったもんじゃないのに、価格を違うふうに出してるちゅうあたりはきちっと説明をしていただくちゅうか聞いてみたく必要がある点かなというふうに素直に感じました。以上です。

(小野委員長)

ありがとうございます。

これ事務局の方でいかがでしょう。何か。現段階でここのご説明っていうのはあり得ますか。それとも、あるいはそういうもう少し、その根拠は、根拠というか違いを明らかにする説明が次回なり可能かということですね。

(前田専門監)

まず、設計・監理費ですけれども、設計・監理費につきましては、2号案の提案の方の方から、これは少し低いということがございましたので、訂正は少しされていますが金額は幾らっていうことは申し上げてないように思います。設計・監理費につきましては、いわゆる算定基準が変わりまして、現在は告示の15号ということではじきますので、この0.8億円を出されたのがその告示前の1206の方で工事費の4%というふうな単純なことでおっしゃっておられたように思います。ですから、これについて、じゃあ設計・監理費は2号案の方は幾らですかっていうふうにもまたお尋ねするっていうのもどうかなっていう気はしてまずし、それから新第2庁舎の金額が大きく違ってますけれども、2号案の方の場合は、3,650平方メートルということで、地下が入ってないと、地下部分を730平米がここには入ってませんので、反対にその下の2,500平方メートルの方に少し地下部分が含まれているのではないかなと、これはこういうふうな書き方が実はしてございまして2号案には、それを忠実にここに表現しているということですので、少し割り振って、例えば730平米分の半地下を上の方に足すとか、そういう作業でしたらできますけれども、それ以外に、じゃあこの金額はどういうふうになるかっていうのはその程度までだと思います。以上です。

(小野委員長)

どうぞ。

(河原委員)

今、お聞きした範囲だと、比べていけないものを比べてるんだなという感じがしました。監理費は、これは比べれないということ、それと第2庁舎の方はもう少し、今言われたのだったら明らかに違いを、例えば渡り廊下の部分が違うとか、あとはでもこれ同じ表現ですよ。地下1階と免震構造、要は何が違うんだっていう、わかりやすくしとかなないと、さっき言った選択ができないっっちゃうことで、そうしてみると非常に倍半分っていうのは何でこんなことになっているのかっていうのがよくわからないなっていう感じがします。正直言って、私もどうしたがいいか、どうなんだってわからないんですけども、この表で判断しろっていうのは多分、無理なんだろうなというふうに思います。

(小野委員長)

どうぞ。

(前田専門監)

2号案の方は、このはじかれたときに出雲の庁舎であるとか、それから諫早の庁舎であるとかいうものを参考にして、坪80万円でできるというお考えなんです。それから、日本設計が行ったのは、いわゆる新営予算単価ということで、国の基準、国の予算をつくるときの基準でもってはいっているということで、確かにはじき方が違います。ただ、通常役所が予算化をするときには、いわゆる契約金額で予算化をするっていうことはないんですね。あくまでもある程度、設計額がつかれるもので予算化をしますので、その契約額ではじくってというのはどうかなっていう気もしますけれども、この2つをじゃあ、その同じ土俵にって言われましても、私どもではちょっと難しいところがございます。

(小野委員長)

あとはよろしいですか。ちょっと。

それで、いろいろちょっと思ったこともあるんですが、河原委員がおっしゃったことで、だからこれ要するに同じ基準で比べようとしても、そこはもともとそもそも現在つくられてる数字の根拠も違うベースていうか、違う前提なので、何て言ったらいいでしょうか、やっぱり金額を直接比べる格好にはどうしてもならないというか、改めて別の数字をつくりでもしない限りはおそらく、客観的な比較というのはできないのかもしれないんですけども、逆に、ですからこれはあくまでも、それぞれが金額の違いっていうよりも想定の違いって言ったらいいんですかね、計算の前提の違いっていうか、そういうものを比べる表にならざるを得ないのかなと、そういう想定なり、前提が違うので結果の金額はこう違いますというような、そういう理解しかできないのかなとちょっと私は今思いつつあるんですけども、それと済みません、このことに関連して、ちょっと今すぐに十分に記憶が記憶に残ってないんであれなんですけど、市民の方から寄せられた情報の中と、あとその山本さんの反論のペーパーも委員の皆さんお読みになっていると思います。私も読ませていただきました、ちょっと十分に素人なんですけど全部は頭には残っているわけじゃなくて、今すぐにきちんと引用はできないんですけども、その中に確か、市の新築移転案これ全部込みで、単価が30.7万円で計算していますけれども、これはいわゆる実績の値、実際にかかった費用の実績の値で計算しているのに対して、例えばこの新第2庁舎の15.7億円なんかは、基準の先ほどの国交省の基準のものでありますから、実績とは違うものなんで、例えば新築移転案と比べるとかなり割高に、割高というか大きい単価にはなってるはずですから、だからそういう意味で平等な比較にはなっていないってような趣旨の質問とか意見もあったと思うんですけども、おそらく現実はそのとおりだと思うんですけども、何て言ったらいいでしょう、だからそういうこともあって、それはそういうことですよ、これ30.7万円の方はこれ実績ですよ、実績の数字なんです。ですから、ちょっとそれぞれ全部違うわけですよ。これ根拠が違うので、だからそれをそろえて比較をするっていうのはかなり難しいような気がするんで、あくまでも違うのでこうなっていると、前提とか方法が違うのでこうなってる、だからそういう観点からいうと、この表というか、この情報としても、ですから、この新築移転の30.7万円というのはいくらというところの実績に相当する額だと書いていただいた方がおそらくよくて、この山本さんのつくっていただいたこの24万円というのは、一体どういうふうにつくられてるものだと、もちろんこれ2号案ですね。それから、その最後の方の一番右側にあるものは、これ単価を掛けてという計算になってないのかもしれないですが、

結果的に国交省の何とかの積み上げた結果、単価は幾らになっているというような、何かそういう程度の整理をしていただいて、結局そのどちらが高いというよりも、やはりその考え方が違うので、その結果こうなっているという、まずそこを最初に押さえないと、そもそも話が先にいかないというか、その先をあんまりそこを追求しても仕方がないような気もしてきたんですけれども、どうですか、ちょっと何かとりあえず思いつきみたいなこと言いましたけれども、何かもう少しそういう意味での比較ができない、そのまま比較ができないんだよってということ客観的にこう示すような情報をうまくもう少し入れていただきたいんですけども、いかがですかね。

代表的なっていうか典型的にはこの単価のところですよ。単価のところこれ、要するに全然意味合いが違うわけですよ。その意味合いが違うっていうか前提に立つところが違うわけですから、ですからどれが間違えてるとかということおそらく言えないと思うんですけども、全然違うベースで計算しているものですから、それをもって金額がどちらが高いとか言える話じゃあんまりないですよ、これ。

それと、建設費の話ですから、あと、山本さんの寄せられたその反論なんかも読んでいて、ある意味でそのとおりのいうか、これは別に山本さんの反論に限らずこの業界というか、この分野でのある意味ではこう当たり前の話なのかもしれないんですが、当然こういう庁舎のような大きな建物建設するときには、設計が具体化していく、計画から設計になって具体化していく段階で、具体的に実際に幾ら必要なんだっていうことが決まってくるという側面が当然あると思うんですけども、そういう意味ではその2号案のところに出ている数字とか、あるいはそこからつくられてこの変更案もある程度そうだと思うんですが、これかなり初期の段階の数字というか、そういうものですよ。ですから、当然その後変わり得るのは当然であるということだと思うんですけども、だからそういうのはちょっと私たちが見る場合もその2号案の数字にしろ、その新築移転の数字じゃ少しだから、もともと数字の持つ性格が違うんですよ、これ。もちろん新築移転の方もいろいろあったように、これから変わり得る部分も当然ある一定の途中の段階の数字だと思いますけれども、それなりに具体的な中身が、中身というか積み上げなり、単価を掛けている部分もありますけれども、2号案の方はもう少しその前の、一段階というか、かなり前の段階の数字ですから、とりあえずこういう想定で計算するとこうなるということだと思うんですけども、したがってその変更案の方も趣旨として同じような性格のものになっていると思うんですけども、何て言ったらいいんでしょうか、ですから、ある意味ではそれが20.8億円というような、ちょっとこれはもう済みません、ここから後はちょっと一旦この専門家会議の守備範囲を超えた部分に触れることになるのかもしれないんですが、住民投票に出ていたこの20.8億円という数字は、ですから74.8億円と、もともとかなり性格の違う数字であったと、そう言わざるを得ないんじゃないかなと、ちょっとこれは済みません、私の個人的な発言ですが、この委員会の方に戻って、結局、その数字はだから、何て言うんでしょう、違いを明らかにする、違いっていうのはつまり、想定とかがつくられてる過程の違いを明らかにすることは重要だと思うんですけども、直接比べられるような数字というのは、なかなか本当に比べられる数字をこの場でというか、誰かにつくっていただくにしてもちょっと難しいような気が私としてはしてきてるんですけども、そのあたりほかの委員の方。

どうぞ。

(河毛委員)

私も同じような意見なんですけども、もともとがなぜこの委員会ができたかということ、私自身、これ個人的な意見です。12月20日に要するにこの2号議案というものの自体が難しいというか、できないということで、それを議会さんでも決められたと思ってる、専門家委員会ですかね。委員会で決められた中でこの委員会が始まっているんだろうと私はそこは思ってます。ですから、そのところはやはり、切り離して考えていかなないと、いつまでもこれ違いはやはり、市民の方には委員長のように報告していかなきゃいけないと思います。ただ、我々の委員会はそれはそれとして、今後の形の中ではそれを踏まえて、じゃあどう考えるんだっていうのが一番大事な部分ではないのかなというふうに思います。いつも私はずっと前から言ってるように、誰がどうのこうのじゃないということをしていかなないと、どうも話が非常に踏んじゃいけない部分があって我々、私個人も委員として非常に物がしゃべりにくかったりとかする部分がありますので、ここは私も委員長と同じようにある面、その相違を出して、それから進めていくことの方が大事なんではないかと思っています。

(小野委員長)

ありがとうございます。それで、ちょっとこの話というか、この比較表の途中ではあるんですけども、今、河毛委員のおっしゃったことを受けてというか少しこの委員会のこれからの仕事にもかかわる話として、私もですね、少しそれに似たような方向で皆さんにちょっとご提案というか、前回少しそんなような話も出たかと思うんですが、我々の仕事、今、とりあえずその4つのいわゆる案ととりあえず呼んでいますが、4つのこのものについて比較をするという作業してるわけですけども、この後どうするかっていうあたりが、この4つの案で客観的に比較できるようにしてどれがいいかを選べるようにするというようなことではもちろんないということで、皆さんそれはご了解いただいてと思うんですけども、この後、そろそろというか、この比較は比較でこれ続けていくというか、この私の考えでは、ですから比べられるところはどこで、比べられないところはどこでみたいなんです。比べられないのはこういう理由で比べられないみたいな話。比べられるところももともなっているのはどこの部分でみたいなことを整理していくっていうのは、この意味だと思うんですけども、それを受けて次の段階、私たちがすべきことという意味では、これはちょっと皆さんにお諮りするということになるんですけども、やはりその新築移転をするというものと、それから耐震改修中心にするというこの大きな方向というか、ものとしてはもちろんあると思うんですけども、そこら辺を中心に少し、2号案がどうこうとか、変更案がどうこうということを離れて、必要な機能ですとか、そういう整理を今しつつありますから、そういうようなもの、新たなそういう観点からどういうことが、どういう比べ方があり得るかとか、そこら辺から少しこの表とはまた違う整理をそろそろというか、私たちとして、その比較の観点を決めて何と何を一体比較するのかというあたりですね、そのあたりを少し考えていかなきゃいけないのかなというふうに思うんですけども、ちょっと一旦、それぞれの観点の話から外れてしまうんですけども、今、河毛さんのせつかく言っていたことありますんで、それにかからめて少しお話をしたんですけども、いかがでしょうか。

この4つの案の比較はこうできる範囲ですということはもちろん必要で今進めてると思

うんですけども、この後なんですけども、少し何らかの形で別の表をつくり直すという物理的にはそういうことになるのかもしれないんですが、改めてこっから、もちろんこっからとってくるところはとってきて、少し違う観点での整理をしていくというようなことをすることになるのかなと必然的と言ったらいいんですかね。そんなような印象をちょっと持つておるんですけども、ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。この表の我々の現在の作業を受けて何をするかというあたりですね。

(河原委員)

私の考えですけども、先ほどからずっと言っています選択の問題です。どうやって選択肢を示すか、それで今大きく言えば、住民投票に沿って耐震という考え方を主にやっていく考え方と、それから市が当初に出した新築改修というやり方、大きく言えば2つ、3つ目があるのかもしれませんが、そこは言及せんことにして、大きくそれでどう考えるかということなんです。それで考えるときにやはり金額、おそらく今、問題になってて、おそらくこの20億円というものを頭置ききながら選択をしていくのか、今33億円ですか、33億2,000万だったかな。それをイメージ、同じこれ耐震改修です。耐震でやっていく、多少アレンジはしてあるけども、こっこの辺がはっきりせずに先に選択をしようと思ってもできるのかなっちゅう思いがあるもんですから、先ほどちょっと余りにも違い過ぎるときは、やっぱりどうして違うのかっていうのははっきりさせておかないと、見当がつかないなど、そういう意味で申し上げたわけです。

(小野委員長)

ありがとうございます。おっしゃることはおっしゃるとおりです。ですから、比較できるようにできる分はもうできるだけそれはもう、できるものはやるということだと思うんですよ。できない分はできないとはっきりさせるっていうことだと思うんですよ。

もう一つ、先ほど私が言いましたこの次の作業っていうのとおそらく並行していくっていうか、こちらはこちらで時間かかる分もあるでしょうから、先ほど申し上げたほかの都市の事例も調べてくださいなんてことも申し上げましたけれども、少しこの4つある案をきちんと比較、できるだけ比較できるように詰めていくというか整理していくという作業と、あわせて少し、どういう整理を次にしていくかっていうあたりの検討というか、そういうものも始めたいっていうような趣旨でちょっと申し上げたんですけども。

(河毛委員)

よろしいでしょうか。

(小野委員長)

どうぞ。

(河毛委員)

前回も、私も河原委員と同じで市民に対する説明という部分で言ったと思うんですけども、こういうような内容がどこまで市民の方に伝わるのか、こうして専門家委員会で話して

る中のそういうことが、内容がどういう形で理解していただけるのかっていうのがちょっと私も心配な部分っていうか、長い間これずっとかけて、いろんな形の中でそれぞれがいろんな運動をされてという流れがありますので、ちょっとそこところが急速にやっちゃうとあらら、僕の知らん間に私の知らない間にこんな話になってるわっていうのがちょっと怖いっていうのはあるんです。ですから、そこところはどういう形がいいのかわかりませんが、説明をしっかりとしながら、やっていくのも大事なんじゃないかなっていうふうに私個人は思います。

(遠藤委員)

私は、比較できるって本当に難しく、先ほど言われたように金額もどういう根拠なのでこの金額になったということになるべく、多分今、この中でも混乱してる部分がこの表の中でもあると思うんですね。前回も言ったように2号案っていうのの金額が山本さんの案と同じで内容が違うということがあったりするんで、ちょっとそういうことから見ると非常に複雑な話で、我々ができることとしてはそういう表がきれいにできたら、どういう視点が選ぶ視点としてあるかっていうようなことを並べていく、いろんな視点があると思うんですよ。ただ、その視点を我々が決めるわけにはいかない、いや見る視点っていうのは並べられますけれども、結論を出すのはできないと思うので、次にすべきことはそういうことかなと私は何となく思うんですけど。

(小野委員長)

ありがとうございます。

まず、ちょっと、今、先ほど河毛さんがおっしゃったことで、市民の皆さんにということでおそらくこうではないかなというのは、こういう細かい議論もしつつ、できるだけ比べる、これはおそらくたくさんの方の市民の方に我々が議論していると同じ内容を時間をかけて読んで理解してくださいというのは、もともと無理な注文だし、そんな暇はないよっていう方もいらっしゃるでしょうし、それはすごく当然なことだと思うんですけども、そこでおそらくただ興味がある方とか、関心がある、問題意識を持たれている方は是非リアルタイムで見ただいて、我々のしていること全部把握していただくのがいいと思うんですけども、一方でもう一つおそらく、ですから私たちの役割は、そういう細かい議論できるだけこう詰めていくっていう話と、もう一つはその結果一体どういうことがわかったのか、わかっているのかっていうこと常に発信していかなくちゃいけないと思うんですよ。ニュースレター出すようになっていきますけども、おそらくもう一つ節目のところ、この今途中ですけども、途中の経過をもちろん毎回こう説明する格好になっていきますが、おそらく区切りのところで一番最後の前の段階で少し何かこう結局こういうものですかみたいな説明おそらく必要なのかもしれないとは思っています。

あとは、もう一つは今、遠藤委員がおっしゃったことで、どういう視点で、ですから我々が比較をしていくかっていうか、この問題をそもそもどういう視点で比べるべきか検討すべきかっていうことを考えるということがあると思うんですけど、それはおそらく、私のイメージではここで議論をして皆さんからいろんなアイデアを出しつつ、この専門家委員会として、こういう視点があり得るっていうことももちろん考えていく仕事があると思うんですが、

それと一方、前回少し私が、個人的なプランということで触れたこととも絡むんですが、私としてはそこら辺にかかわることを市民の方にアンケートのような格好で聞いてもいいのかなと、市民の方はどの案を選ぶというようなこととは別の観点から、どういう機能を重視するかとかですね、あるいはもちろん財政状況がすごく心配だからコストを重視すべきだっていう考えももちろん当然あると思うし、それから市役所にやっぱりこういう機能を持ってほしいとか、あるいはいろんなもちろんお考えとか要望とか、あるいは関心の薄い濃いっていうこともあると思うんですけども、そのあたり、我々の委員としてこの会議で比較の観点を決めるというか検討すると同時に、何かそのあたり市民の方に聞いてもいいのかなと、聞いてもっていうか、市民の方の意識みたいなの探ってもいいのかなっていうふうにちょっと思ってるんですけども、そのあたりも含めて皆さん、またいかがでしょうか。何かご意見とかあれば伺いたいと思います。

(遠藤委員)

まだ早いのは早いですよね。

(小野委員長)

今すぐにこの段階でアンケートは早いと思うんです。もう少し整理しないと、ですから、我々のおそらくこの検討と並行して、ただ、あんまり遅くならないうちに今すぐはおっしゃるとおり無理だと思うんで、というようなところだと思うんですよね。

どうぞ。

(河毛委員)

大変だとは思いますが、これ大体日程が金曜日とか、なかなか一般若い方が、あるいは仕事されてる方がなかなかこういう会に、傍聴なりなんなりに出れないっていうこともあると思うんです。そういうようなこともあわせてなるべく皆さんに聞いていただけるような委員会であった方が、私は今本当に今日来られてる方も、忙しい中来られてると思いますけれども、また仕事されてる方とか、若い方とか、そういう方も実際この席でお聞きできるような、願えるような日にち設定も要るのではないのかなというように私個人的には思いますけれども。

(小野委員長)

あれですかね、会議、毎回はあれかもしれませんが、こう節目のところで休日に開くなんていうことも委員の皆さんが可能であればいいのかもしれない、ある意味ね。傍聴に来られる方なんか録画を配信して見られるようにはなってますけども、やっぱり来ていただいているのはいいかもしれないので、それは検討してもいいかもしれないですよ。

はい。

(河原委員)

さっきアンケートの話、やる時期はもっと後なのかもしれませんが、これについてはやはり、この委員会だけで内容を決めたり、アンケートすること自体を決めるというのはちょっと

とどうかなという気がしております、実はこのあたり市議会の方も委員会ができておりますよね。調査特別委員会、またできてるんですよね。やることはどうか、それから中身、中身のとり方っていうのが非常にこれ大きいんです。どんな質問するかっていうのはこのあたりもあるんで、これちょっと委員会だけでやってもいいんでしょうけど、やっても多分正当性といいますか、いろんなご意見もあるんで、少しその、今日、議会の方いらっしやらないんでわからないでしょうけども、少し市民に対するアンケートをとることについては1回ご相談してみていただくといいのかなと私は思いますけど、どうでしょう。

(小野委員長)

アンケートについてはちょっとまた少し議論しましょうか。私としては、河原さんの主張は今伺ったんですが、この委員会として逆にすべきだと、我々の守備範囲の中でですね。我々の守備範囲外のことは聞かないようにして、我々の守備範囲内の仕事をするのに必要ではないかなっていうのがちょっと私の考えなんですけれども、先ほど申し上げたようなことでもあるんですが、ちょっとその話、今日、もし、時間もちょっと結構たってますのでまた改めて、もしやるとしても、やるとしてもというかこの委員会としてするとしても今すぐではないと思いますから、少しそこは、時間をとってまた議論をさせていただければと思いますけれども。

そうしますとちょっと確認というか、整理の仕方という意味では例えば、次回ぐらいまでに私の方で委員長の原案というかたたき台ということで、こういうようなやり方があるんじゃないかと、別に決まった表の枠組みをつくるなんてことにはもちろんならないわけですけども、皆さんにちょっと提案をさせていただいて、それをたたき台に、どういう第2段階の整理と言ったらいいんですかね、するかっていうことを皆さんと検討していくっていうようなことでよろしいでしょうか。段階としては。皆さんそこはよろしいですかね。ただ次回に向けてちょっと私の方でどのようなものなのか、これからちょっと考えますので、少し第2段階の整理をどのようにこの委員会でするか私の方で案を出させていただきますので、それをもとに議論させていただく。

アンケートにしてもちょっと、そうしましたら次回までに私もちょっと口頭で何回か触れてますけれども、私の考えるこの委員会とすべきアンケートというようなもののイメージをちょっと皆さんにご説明させていただいてよろしいでしょうか。それを踏まえてどうだというふうに自由に言っていただくのがよろしいかと思しますので、それもそのような進め方をとりあえずさせていただくと。

済みません、じゃあこの表の方に戻りまして、途中になっちゃったんですが、今建設費の概算の算出根拠のところでありましたが、その途中だったかもしれませんが、それ以外のところも、その他経費とか、経済効果、寿命のところも新しく加わったところもありますし、それからあと、今日、資料別に出していただいているその災害の防災のところですね、この資料もつくっていただいておりますが、全体を含めましてもうちょっと時間も2時間以上たっておりますけれども、委員の皆さんの方でどうでしょうか。

はい。

(河毛委員)

済みません。私一番ある面気になってる、一番ってあれですけども、地域経済効果の中で具体的に現本庁舎の耐震改修以外はというふうに、これはまあ専門業者でなきゃいけないというふうなことが言われてる部分だと思うんですけども、その差ですよ、簡単に言うと。それはどれぐらいのもんなのか概算でもいいんで出していただければありがたいかなと、これ見ればわかりますけども、じゃあ新庁舎だったらどれぐらいの地域経済効果があるのかっていうようなことがもしもわかれば、難しい部分もあるかもしれませんが、これ私、一応はこの委員会にはそういう経済団体の代表で出ていますので、ちょっとこの点、具体的なものでなくてもざっくりなものでもいいので、あるいは鳥取市としての基本的な考え方もちょっとあわせてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(小野委員長)

これいかがでしょうか。

(中島局次長)

産業連関表というのがございますので、ちょっとそれに基づいて、ちょっと出してみます。

(小野委員長)

産業連関表で生産波及を計算していただけるということですか、それいいですね、可能ですか。鳥取市の産業連関表でやっていただけるってことですね。是非お願いします。

そのときに、新築移転の方はこれ全部地元発注ということは可能なんですか。この70億円なら70億円、全額地元発注でできるんですか。それとも、それからあともう一個、耐震改修の方は、本庁舎の耐震改修以外は全部と、耐震改修の分は幾らと上にあるから、そこはもう具体的に金額を分けて計算できるという理解でよろしいですか。

(中島局次長)

一応、想定ですけども、県の産業連関表で算出してみます。

(小野委員長)

あれは鳥取市の産業連関表ってないんですしたっけ。「県の統計課」と呼ぶ者あり) 県のありますから、市の産業連関表ってあれどちらかがつくられてなかったでしたっけ、とっとり総研か何かつくったりしてなかったでしたっけ。してなかったんか。ないですか。県の産業連関。いいです。県の産業連関表しかなければ、それはそれでさらにざっくりした計算にはなりますけども。済みません、産業連関表への計算は実はちょっと私かつてそれ専門にしてたところもあるので、ちょっと事前に1枚かませていただくと、かませてというのは変な表現ですけども、見せていただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。何かございますでしょうか。この比較、こちらの方の比較の話ですけども、さらに次回に向けてこういうものをつくっていただきたいというようなことも含めて、既に何点か出てますけれども、何かありましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

(河原委員)

どっかに書いてあるかもしれない、ライフサイクルコストって、維持管理費まで入れた、あれって新築の場合はたしか今見て確認しましたが、一応つくってあるんだけど、仮にその耐震改修の場合にその比較するようなものができるのかできないのか、ちょっとよくわからないんですけども、どうでしょうか、同じ条件で、また違う設定条件入れて比較したってだめですから、同じ考え方、改修と一定の考え方のライフサイクルコストっていうのがもしお示しいただくとこれに付記しとくといいのかなと思います。

(小野委員長)

そこはいかがでしょうか。おそらくそれ、できる範囲内でやっていただいて、逆にできないものはできないとはっきり判断して明記していただくというか、現段階でそうしていただく和我々の議論としてはやりやすい、もちろんできるだけつくって比較できるようなものをつくっていただくのはもちろん望ましいんですけど、いかがでしょうか。

(中島局次長)

済みません。ちょっと事務局サイドでできない可能性がございますので、もし、そういった資料が必要な場合は以前もありましたけども、そういった業務を委託していきたいと考えています。

(小野委員長)

そうですね、是非。委員の皆さんもよろしいですよ。そういう予算ももともと考えておられるということですから、できればそういう意味では技術的に委託をしたりすれば可能であるということでしたら、できるだけ客観的に比べられるようなものをつくっていただくという方向で考えていただけますかね、そしたら。

(中島局次長)

それで、ライフサイクルコストですか。ランニングコストですけども、そういったものにつきまして、今我々としては考えています委託先なんですけども、やはり業務遂行能力があるところで今の状況もよくわかっていただくところに必要かなと考えてますんで、県内で唯一の公的な団体かなと思っています、そういった意味で例えばですけども、社団法人の鳥取県建築士事務所協会にお願いしてみようかなと今考えているところでございます。

(小野委員長)

そのあたり委員の皆さんの方で何かご意見とかありますか。

(河原委員)

いろんな情報を見てもみますと、非常にどこがその設計検証したんだっっちゃうことも一つ問題になっていますので、そこが本当に公正というか第三者的な立場でやるんだなと、それに対して責任持っていただけるところを、あんまり関係ないところを是非とも選んでいただければなと思います。

(小野委員長)

そういう意味では公的な性格のところをお願いするっていうことになるのかもしれないですね。そこは事務局の方にお任せしてよろしいですよ。あとは、その出していただくものをですからあとは、何ていうんですかね、結論だけでなく、是非その結論というか、最終物の前の段階でこういう想定でこういう考え方でこういう計算したらこうなるみたいな、あるいはこういうデータとか、こういう事例とかをもとにこういうふうにしていますというような説明も一緒につくっていただくということがすごく重要だと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

ほかに委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほど申し上げたように次回に向けて、今日いろいろ宿題も出た部分もあります。それから後は次回に向けて、私の方が少し第2段階の整理といたしまししょうか、そういうものどういう方向でできるのかというか、すべきかっていうようなたたき台のようなものをつくらせていただきますので、それを皆さんにお諮りしたいと。それから市民意識調査は、私が個人的にこの委員会の役割として守備範囲内で行えるのではないかと、すべきではないかってことを何回か申し上げていますが、そのあたりについて、具体的に皆さんに検討していただくための何か、材料を少なくとも次回までにつくってまいりたいと、事前に皆さんに少しでも会議の前にお送りできるような格好にしたいというふうに思います。

そうしますと、あと今日すべきことという意味では、あと皆さんの方で何かありますか。今日この会議の場で言っておいた方がよさそうなこと、よろしいでしょうか。

事務局済みません、何か今日検討しておくことで重大な漏れているものとか、会議運営上よろしいですかね。大体もうこれでよかったですかね。ああそうか、あと次回の日程とかですよね。次回の日程はもう前回確定してましたでしたっけ。委員の皆さんには、次回が、今日の資料には次回のスケジュールとか出てないでしたっけ。ごめんなさい。次回が3月4日、皆さんもご承知ですかね。

(河原委員)

8日。

(小野委員長)

8日。先ほどあった、場合によったら休日にやった方がっていうような話はもう少し後ですかね。ちょっとお待ちください。

そうですね。ですから前回、一応現在確定してるものでは次回第4回が3月の8日、それでその次が3月の18日に決まったんでしたっけ。一応18日に決まったんですよ。その次が3月の28日まで決まったんですよ。その次は決まってないんでしたっけ、ごめんなさい、その次が決まってない。いずれにせよ場合によっては1回ないし2回ないしあるいはそれ以上になるか、多くの方が傍聴に来られるような休日開催というのでも検討してみると、実際の皆さんの日程調整もあるかと思えますから、また4月以降の日程調整の中で、そういうことも含めて考えさせていただくことにしましょうか。それで大丈夫かな。

ほかに何か皆さんよろしいでしょうか。そしたら今日、随分もう時間も2時間20分たち

ましたけれども、それではこれで……。はい、ごめんなさい。

(中島局次長)

2点ありまして、1点は今後の相談になりますけども、先ほどの他都市の事例ですね、調査するというのもございましたので、例えばそういった関係者を外部の方を呼ぶという話もありましたものですから、ちょっとそういったことも、また委員長さんと相談しながら考えてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点は、皆さんにもお手元にはもう新聞にも折り込みで入っていると思いますけども、また第2回目のニュースにつきましてもこれまた内容については、また委員長さんに相談させていただいて、これも配付させていただきましたのでよろしくお願ひします。

(小野委員長)

河原さん、ちょっと先に私の方からよろしいですか。

私もちょっと一つ要望をお願ひしたいことがあって、それちょっと言い忘れたんですが、先ほど他の都市、特に特例市なんかをちょっとイメージしていますけれども、スペースの関係で、これも実際にはお問い合わせいただくわけですよ、公表されている書類にこういう細かいことはないでしょうから、お問い合わせいただくということになると思うんですが、そのときにどういうことをこう問い合わせ、まず折角なので、関連の情報で何か一緒に聞けることがあればと思うんですが、そのあたり委員の皆さんにちょっとこれはお諮りするとうか、私の方で少し、事務局の方に追加の注文させていただくかもしれないけど、よろしいでしょうか。折角、他の市の事例を聞くのであればこういうこともというようなこと、私の方で幾つか注文をできる範囲でしたいと思いますので。

あと、河原委員、何か今。

(河原委員)

資料2の5っていうのがありまして、3つの役所のこれ耐震改修のデータを見させていただきました。できれば、これは比較的安くやっとなるって正直思ったんです。ここの庁舎について、今日もう一つ、6カ所の庁舎の面積、用途別の面積出した表がありましたよね。少し、ここいらあたりの例えば職員1人当たりの面積はどうなんだとか、ちょっと関連づけて、建設費だけを見る表と機能の方のがちょっとばらばらになってるんで、こっちの方比較的安くできてるんだけど、職員1人当たりの面積はどうだったんだろうかなと、このあたりちょっと聞いてもらおうと我々も頭の中のイメージが、だから資料2の3の2ページ目ですよ、ちょっとリンクさせてもらおうとありがたいなというふうに思います。これお願ひです。

(小野委員長)

ありがとうございます。これ今ちょっと河原委員が触れられた、この資料2の5の耐震改修をしたり、これ工事費自体は物すごく小さくなってますが、これ直接念のための確認ですけども、鳥取市の場合と別に大小比べられるようなものではないということですのでよろしいですか。これ結局、かなりいろんな前提というか、対象工事の対象というか、そこは違うので、これは別にそういう意味で、金額を比べるための資料ではないということ、これよろしいん

ですよね。

(河原委員)

そうですね、はい。

(小野委員長)

それも含めて今、河原委員からのお願いもありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからあと先ほど、事務局の方でおっしゃったのはあれですね。必要があれば外部から人を呼んでここでいろいろお話をいただくことも可能であるということで、場合によってはだから、他の市の方に今後必要に応じて状況を、それぞれの市での検討状況なりなんなりをお話いただくことも可能であるということです。それはまた追って考えさせていただく、委員会の方で考えたいというふうに思ひます。

ほかによろしいでしょうか。折り込みの話はもうしていただきましたね。今回もまたしていただくと、これまでどおりしていただくということでよろしいですよ。

これで漏れはないでしょうか。委員の皆さんもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それではこれで、本日の第3回の専門家委員会、市庁舎整備の専門家委員会終わりにしたいと思ひます。お疲れさまでした。ありがとうございました。